

平成19年 9月 1日制定
平成20年 5月14日改正
平成21年 3月27日改正
平成21年11月20日改正
平成22年 7月14日改正
平成23年 5月 6日改正
平成25年 3月29日改正
平成26年 3月28日改正
平成27年 4月 1日改正
平成30年 3月30日改正
平成31年 3月11日改正
令和 2年 3月17日改正
令和 4年 3月18日改正

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市障害者グループホーム新規開設サポート事業助成金交付要綱を次のように定める。

姫路市障害者グループホーム新規開設サポート事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、グループホームの新設を行う事業者に対して、市が当該施設の新設に要する経費の一部を姫路市障害者グループホーム新規開設サポート事業助成金（以下「助成金」という。）として予算の範囲内において交付することにより、市内におけるグループホームの開設を促進し、もって障害者の地域生活への移行の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) グループホーム 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）において、共同生活を営むべき住居をいう。

(2) 事業者 法第29条第1項の規定により姫路市から共同生活援助の指定を受けた者又は当該指定を受ける見込みがある者をいう。

（助成事業）

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、事業者が市内において行うグループホームの新設とする。

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）はグループホームの新設を行うために要する経費のうち別表に掲げるものとする。ただし、他の補助金の交付対象となる経費及び第7条第1項の規定による交付決定を受ける前に整備又は改修に着手したものに係る経費を除く。

（助成金額）

第5条 助成金の額は、助成事業に係るグループホーム1施設につき、次の各号に掲げる助成対象経費の実支出額（第2号に掲げる経費にあつては、実支出額が70,000円に入居定員の数を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）の合計額と3,000,000円のうちいずれか低い額を2で除して得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 消防設備整備費及びバリアフリー等改修経費

(2) 住居借上げ初期経費

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとするものは、助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、助成金交付可否決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の中止、廃止又は変更)

第9条 第7条第2項の規定による通知を受けたもの(以下「助成事業者」という。)が助成事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合又は助成事業の内容の重要事項の変更を行おうとする場合は、助成事業中止・廃止・変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出してその承認を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し申請事項を承認すべきものと認めるときは、助成事業中止・廃止・変更承認通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定額の変更)

第10条 助成事業者は、第7条第2項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとする場合は、助成金変更交付申請書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、第7条第1項の規定に準じて決定を行い、助成金交付決定変更通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、助成事業の完了の日から起算して10日以内に、助成事業実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する助成事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第8号）により、当該助成事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した助成金の額が、交付決定額（第10条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（助成金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた助成事業者が助成金を請求しようとする場合は、助成金請求書（様式第9号）に助成金交付可否決定通知書、助成金交付決定変更通知書及び助成金額確定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

（助成金の支払）

第14条 市長は、前条の規定による助成金の交付請求を受けたときは、速やかに助成金を助成事業者に交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しの決定を行った場合には、助成金交付決定取消通知書（様式第10号）により、当該助成事業者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第16条 市長は、前条第1項の取消しの決定を行った場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(仕入控除税額の報告等)

第17条 助成事業者は、第11条第1項の規定による実績報告を行った後、消費税及び地方消費税の申告により助成対象経費に係る消費税額及び地方消費税額の仕入控除税額が生じたときは、消費税等仕入控除税額報告書(様式第11号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の消費税等仕入控除税額報告書の提出を受けたときは、当該仕入控除税額に相当する額の返還を命ずるものとする。

3 助成事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、速やかに前項の額を市に返還しなければならない。

(加算金及び遅延利息)

(報告又は調査)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業に関して助成事業者に報告を求め、又は調査をすることができる。

(帳簿の備付け)

第19条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該助成事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 助成事業者は、当該助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める処分制限期間内に、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。

2 助成事業者は、前項の承認を受けるべき財産に係る関係書類を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

3 市長は、助成事業者が第1項で定める処分制限期間内に当該助成金にかかる財産を処分した場合は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

4 助成事業者は、助成金の交付等に関し市長から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月14日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、平成20年4月1日以後の助成事業に係る助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年11月20日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、平成21年4月1日以後の助成事業に係る助成金について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年7月14日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、平成22年4月1日以後の助成事業に係る助成金について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成23年5月6日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、平成23年4月1日以後の助成事業に係る助成金について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市障害者グループホーム等新規開設サポート事業助成金交付要綱第1条から第5条までの規定は、平成25年4月1日以後に行われた助成事業に係る助成金の交付について適用し、同日前に行われた助成事業に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正後前の姫路市障害者グループホーム等新規開設サポート事業助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第7条の規定による交付決定を受けている助成金については、旧要綱第17条第3項の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月17日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月8日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の姫路市障害者グループホーム新規開設サポート事業助成金交付要綱第4条及び第5条の規定は、令和4年4月1日以後に行われた助成事業に係る助成金の交付について適用し、同日前に行われた助成事業に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区分	内容	助成対象経費
消防設備整備費	既存建物に設置する消防用設備等の整備のために要する経費	消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯及び誘導標識
バリアフリー等改修経費	既存建物のバリアフリー等の改修のために要する経費	手すりの取り付け、床段差の解消、滑り防止及び移動円滑化のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への取替え、浴槽の取替え
住居借上げ初期経費	アパート、一般住宅等を借り上げるために要する経費。ただし、賃貸借期間の	敷金、礼金

	終了に伴い補修分を差し引くなどして返金されるものを除く。	
--	------------------------------	--